

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
10月20日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....二
  - 保安林の指定(萩市)(森林整備課).....二
- 公告
  - 平成二十九年山口県補正予算の要領の公表(財政課).....二
  - 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課).....三
  - 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課).....三
  - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....四
  - 公共測量の実施(二件)(監理課).....四
  - 公共測量の実施の終了(監理課).....五
  - 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施(建築指導課).....五
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五
- 選管告示
  - 直接請求に必要な有権者の数.....六
- 公安委公告
  - 契約の締結(二件).....六



### 山口県告示第三百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 科	所 在 地	廃 止 年 月 日
綿田内科病院		宇部市寿町二丁目二番七号	平成二九、八、三一
大野整形外科リウマチ科		山口市平井二九八の六	〃 〃 〃
川口医院		大島郡周防大島町大字外入二二二八の二〇	〃 〃 〃
野村歯科医院		宇部市中央町三丁目一五番一七号	九、二二
はりま歯科クリニック		山口市矢原町七番八号	〃 〃 〃
しまた歯科医院		光市島田二丁目一番六号	八、三一
有限会社回生堂薬局		岩国市中津町一丁目二四番一四号	〃 〃 〃

### 山口県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 科	所 在 地	指 定 年 月 日
わただ内科		宇部市寿町二丁目二番七号	平成二九、九、一
大野整形外科リウマチ科		山口市平井二九八の六	〃 〃 〃
南岩国たにおか内科クリニック		岩国市南岩国町一丁目一四番二四号	〃 〃 〃
川口医院		大島郡周防大島町大字外入二二二八の二〇	〃 〃 〃
はりま歯科クリニック		山口市矢原町七番八号	〃 〃 〃
戸山歯科クリニック		防府市大字仁井令六九二の七	〃 〃 〃
ドレミ歯科医院		〃 佐波一丁目二番二号	一〇、〃 〃
しまた歯科医院		光市島田一丁目二番一七号	〃 〃 〃
じふく薬局		山口市阿東地福上一八五四	〃 〃 〃

山口県告示第三百五十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 関	在 地	指 定 辞 退 年 月 日
渡木クリニック	宇部市海南町二番五八―一号			平成二九、六、三〇

山口県告示第三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
- 萩市大字須佐字大平一三八の一、字道切谷一四〇の二、字多手原二二八の一、二二九の二、二三二の二、二三三の二、二三八の二、二四〇の二、二四一の一、二四二の一、二四三、二四五、二四六、二四七の一から二四七の三まで、二四八の一、二四九の二、二五〇の一から二五〇の三まで、二五一の一から二五一の三まで、二五二の一から二五二の三まで、二五三から二五六まで、二六〇、二六一、二六二の一から二六二の三まで、二六三、二六四、二六五の一、二六六、二六七の一、二六七の二、字立原二四五の一、三四三三三の一、字中ノ埜二六六の一、字中ケ埜二六八、二七〇の一、二七二の一、二七三の一、二七三の三、二七四の一、二七四の二、字竹内二六九の一〇、二八三、二八四、二八五の一、二八六の一、六八〇の一、三四三四、字家ノ上二七五の一、二七五の四、二七五の五、二七六の一、二七八の一、二八九の四、二九〇、二九一の一、字バクチ山二八九の一、二八九の二四、字ケンノヲ二八九の一、字蓼ヶ原六四七の二、六四八から六五三まで、六五四の一から六五四の三まで、字多久見六八二の二、字神田三四三三二の一、三四三三二の四、字蓼原三四三三三の一から三四三三三の一五まで、字ケンノウ三五一七の八、字長敷三三三三四
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字須佐字多手原二六六・二六七の一・二六七の二・字中ケ埜二六八・二七〇の一・二七二の一・字蓼ヶ原六四七の二・六四八・六四九・字蓼原三四三三三の二三(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(二七八) 平成二十九年山口県補正予算の要領の公表

平成二十九年九月山口県議会定例会で議決された平成二十九年山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

平成29年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成29年度山口県一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ831,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681,740,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

9国庫支出金	補正額	831,942	補正前の額	79,464,725	計	80,296,667
歳入	3委託金	831,942		1,533,869		2,365,811
歳入	合計	831,942		680,908,641		681,740,583
2総務費	補正額	831,942	補正前の額	28,738,704	計	29,570,646
歳出	5選挙費	831,942		806,343		1,638,285
歳出	合計	831,942		680,908,641		681,740,583

平成29年度山口県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681,813,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

9国庫支出金	補正額	72,500	補正前の額	80,296,667	計	80,369,167
歳入	2国庫補助金	72,500		42,733,050		42,805,550
歳入	合計	72,500		681,740,583		681,813,083
2総務費	補正額	72,500	補正前の額	29,570,646	計	29,643,146
歳出	2企画調整費	72,500		7,142,657		7,215,157
歳出	合計	72,500		681,740,583		681,813,083

(二七九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。当該届出は、平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十日までの間、山口県商

工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス戎町店

所在地 防府市戎町一丁目一三三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

三井住友ファイナンス& 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 橋 正喜

リース株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	川村	嘉則		橋	正喜	

四 届出年月日

平成二十九年十月十日

五 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

(二八〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エスワイショッピングセンター

所在地 山口市赤妻町二五三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

有限会社エスワイ 山口市赤妻町七番二十七号

吉光 貞子

三 変更に係る事項

駐輪場の位置

四 届出年月日

平成二十九年十月十日

五 変更年月日

平成二十九年十月二十日

(二八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年六月六日山口県公告(一七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ小郡店

所在地 山口市小郡下郷八二二の二

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(二八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年六月九日山口県公告(一七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フレスタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年六月九日山口県公告(一七四)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月二十日から平成三十年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米B街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内四〇街区一号

二 意見の概要

交通に係る事項等について配慮を求める。

(二八四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(都市計画図作成)

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成二十九年九月七日から平成三十年三月二十六日まで

(二八五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十九年九月十二日から平成三十年三月十五日まで

(二八六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市川口町

三 作業の期間

平成二十九年五月二十六日から同年八月二十八日まで

(二八七) 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に次のとおり構造計算適合性判定を行わせることとしました。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人住宅金融普及協会 東京都文京区関口一丁目二四番二号

二 業務区域

山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目二四番二号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る判定  
(一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分)  
(二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物

(三) その他知事が必要と認めるもの

五 業務の開始の日

平成二十九年十一月一日

(二八八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市瑞穂町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名



- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法  
借入れ
- (三) 落札方式  
最低価格

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十九年十月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量  
汎用電子計算機 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十九年十月五日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 契約金額  
四億九千二百八十万四千円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第二項第八号に  
該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

平成二十九年十月二十日印刷

発行人所

山口県知事